

手をつなごう

楽しく・豊かな 学童保育づくりのために

石川県学童保育連絡協議会（以下：県連協）って？

それぞれの学童保育の保護者会・父母会（指導員も含む）が集まって、お互いの学童保育や地域の情報を交換し合い（※1）、より良い内容づくりへつなげ、地域の学童保育を少しでも良くし充実させていこう（※2）という目的で一致した団体です。

県連協の会の目的・役割は？

* 県連協の会則より

- （１）目的…この会は、石川県の学童保育指導員および保護者、関係者の連絡を密にして、学童保育の普及、発展を積極的にはかり、指導内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体となります。
 - （２）果たす役割…個々や地域の学童保育の改善や課題解決のセンター的な役割
 - ◎自分の学童保育だけでは、当たり前になってしまい気付かない場合があります。保護者会・父母会の進め方、行事の取り組み、保育計画の立案、保育料や運営費など良いところは取り入れたり、改善するきっかけになります。
 - ◎個々の学童保育の悩みや問題点を出し合い、共通した施策の改善を行政に求めたり、解決に向けての取り組みのきっかけにもなります。多くの学童保育が集まり力を合わせることで、充実した学童保育をつくる力にもなります。
- ⇒これまで、国や県の施策前進に大きく貢献してきました。

* 県連協の会則より

- 活動…この会の目的達成のため、会員相互の連絡、交流を密にし、次のような活動を行います。
- ①学童保育のあるべき姿をたえず探求し、よりよい制度を求める運動を推進します。
 - ②「学童保育づくり」の援助を行ないます。
 - ③学童保育の施設、設備、運営などのあり方や指導員の労働条件の改善に努力します。
 - ④指導内容向上のために、研究会や学習会を開きます。
 - ⑤保護者、指導員、子ども達の交流と親睦をはかります。
 - ⑥機関紙「石川の学童保育」を発行します。
 - ⑦その他学童保育発展のために必要な活動を行ないます。

県連協の基盤は？

各保護者会・父母会（指導員も含む）が会を組織する基礎単位になります。それぞれの保護者会・父母会の自主性も尊重しながら、みんなの合意で運動を進めています。

だれかがではなく、だれかのためでなく、自らの主体的な参加が大切になります。そして、お互いが助け合い、支えあう関係を大切にしています。

働くことと子育てのどちらも大切にしたいと集まってきた保護者達です。何かを取り組んだり、問題を解決しようとする時、「子どもの成長・発達にはどうなのか」「子どもにとってどうだろうか」をたえず大切に考えてきました。

連協はどんなことをするんですか？（主なものは下記の通りですが年によって異なります）

1. 交流・親睦 例えば…地域別の交流会、学童保育まつり、（文化・スポーツ活動など）
2. 学習・情報交換 例えば…春の学習会、県研究集会、全国学童保育研究集会、機関紙やニュースなどの発行
3. 学童保育への理解を広める 例えば…機関紙や総会議案書を関係機関へ配付、関係機関との意見交換や懇談
4. 学童保育づくりへの援助 例えば…新設運動への助言や参加・行政への要望などの支援
5. 保育内容向上への援助 例えば…指導員会への財政補助、学習のための講師派遣
6. よりよい制度を求める運動

例えば…・県の来年度予算への要望（みなさんの地域から出てきた意見をまとめて）

・全国連協と共に国へ要望・要請行動（今年は国への署名活動もおこないました）

・国の制度に私たちが望む学童保育の最低基準を提案するためにその内容を検討

⇒国や県の施策が前進すれば市町村に伝え改善につなげる取り組み

又市町村の進んだ施策があれば他の市町村や県、国に伝え前進に向けて活用します。

※市町村、県、国の施策はこうした影響しあう、相互作用の関係にあります。

石川県学童保育連絡協議会（県連協）の運営はどうなっていますか？

私たちの会はみなさんの会費で支えられています。（総会で出される決算報告・予算案通り）

県連協の行事・活動は、各学童保育の保護者会・父母会による、企画・検討や実行など自主的な参加となります。

会員は、保護者会・父母会単位で加入する団体会員と会の趣旨に賛同する賛同団体及び個人会員の3種類があります。

年に1回、総会を開き活動の内容や会計を確認し、役員を選びます。日常の活動の具体化はこの役員が話し合って進めます。

県連協はどんなことをしてきましたか？

1972(s49)年 金沢市連協(5クラブ)が発足

1982(s57)年 石川県連協が発足（松任市にありんこクラブが誕生し発足のきっかけに）

初めて対県交渉をおこなう

1984(s59)年 初めて学童保育の県独自の補助金要綱ができる

1990(H2)年 国へ「学童保育の制度を求める」署名運動に取り組む

全国で100万余、石川県で26,113筆集める

1991(H3)年 県独自の補助金要綱を児童数5人以上に拡大(県内に広く学童保育誕生)

国は「放課後児童対策事業」を創設

1992(H4)年 県連協10周年

記念誌「ただいま」の発行と「おめでとう10周年のつどい」を開催

1997(H9)年 ビデオ「学童保育ってなあーに」完成、マスコミ発表。

県内の全市町村に訪問し、ビデオを贈呈し、理解と普及に努める

国へ「学童保育の法制化に向けた要望署名」に取り組む

県議会の全会派に「国へ学童保育の法制化を求める意見書」提出を求め、全会一致で採択される

1998(H10)年 学童保育が「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法に位置付き、第二種社会福祉事業としてのスタートとなる

2001(H13)年 石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会が発足し、理事に加わる

⇒ 主には

- ・毎年、県の担当課に要望書を提出し、各地の現状を伝え、県の要綱や単独補助金の前進につなげてきました。
- ・県内各地の新設運動の援助をし、行政へも働きかけ前進につなげてきました。
- ・学び合い・交流する場をつくり、各学童保育の内容の向上、充実に向けて取り組んできました。
- ・全国連協と共に国への働きかけをおこない、予算の増額、法制化に大きく貢献してきました。
- ・全国連協の役員に県連協から選出し、国への働きかけや全国の活動に大きく貢献しています。

学童保育の歴史と施策の推移

1947（S22）年：児童福祉法が制定される

1948（S23）年：大阪市今川学園で学童保育を開始

1949（S24）年：金沢市で「子供の家」が十一屋小学校内で開始　＊正式な書面がない

1950年代～　各地で学童保育の誕生が広まる

1963（S38）年：児童館の国庫補助開始（カギッ子対策）

1966（S41）年：文部省が留守家庭児童会補助事業を開始、1971年補助打ち切り校庭開放事業に移行

1967（S42）年：全国学童保育連絡協議会の発足

1972（S47）年：金沢市十一屋小学校区で父母の運動で「わらべの園」が誕生

1974（S49）年：『日本の学童はいく』創刊、厚生大臣が学童保育の制度化を国会答弁

1976（S51）年：厚生省が「都市児童健全育成事業」を開始

※「国の制度化を要求」する署名に取り組む　1975・1978・1979年：1979年国会で採択
1985年国会請願 100万署名・国会で採択

※石川県内各地で学童保育誕生

1982（S57）年：石川県学童保育連絡協議会結成

1984（S59）年：「石川県都市児童健全育成事業補助金交付要綱」創設

1991（H3）年：厚生省は都市児童健全育成事業を廃止し、放課後児童健全育成事業を創設
石川県が児童数 5人以上にも補助拡大　⇒県内全市町村へ学童保育誕生が広がる

1994（H6）年：政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
日本政府が子どもの権利条約を批准

1996（H8）年：県エンゼルプラン策定、いしかわ子育て支援財団の設立

1997（H9）年：児童福祉法改正により学童保育の法制化、第2種社会福祉事業に位置づく

2004（H16）年：県連協は「私たちが考える学童保育制定基準」を策定

2007（H19）年：国は 71人以上の大規模クラブへの補助金廃止、放課後児童クラブガイドライン作成

2014（H26）年：厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の公布：市町村は基準条例の義務化

2015（H27）年：「放課後児童クラブ運営指針」を策定。児童数 10人未満へも補助対象に。
「子ども・子育て支援新制度」施行

2017（H29）年：地方分権の議論のなかで「従うべき基準」等の見直しが行われる

2018（H30）年：学童保育の「従うべき基準」の参酌化が閣議決定

2023（R5）年：「こども家庭庁」発足、学童保育は厚生労働省から移管